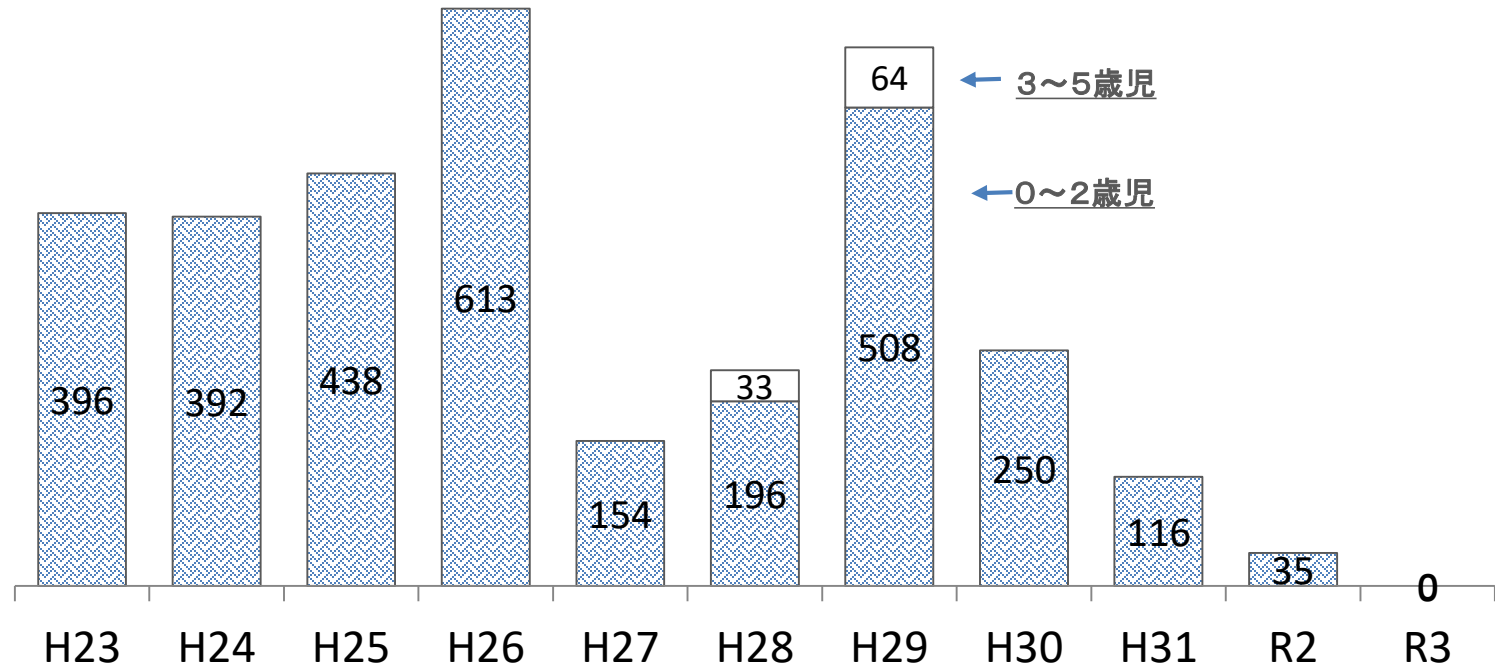


# 令和3年度 認可保育所の指導検査概要

大田区こども家庭部保育サービス課  
指導検査担当

令和3年5月26日（水）

# 1 令和3年4月1日 待機児童数（大田区）



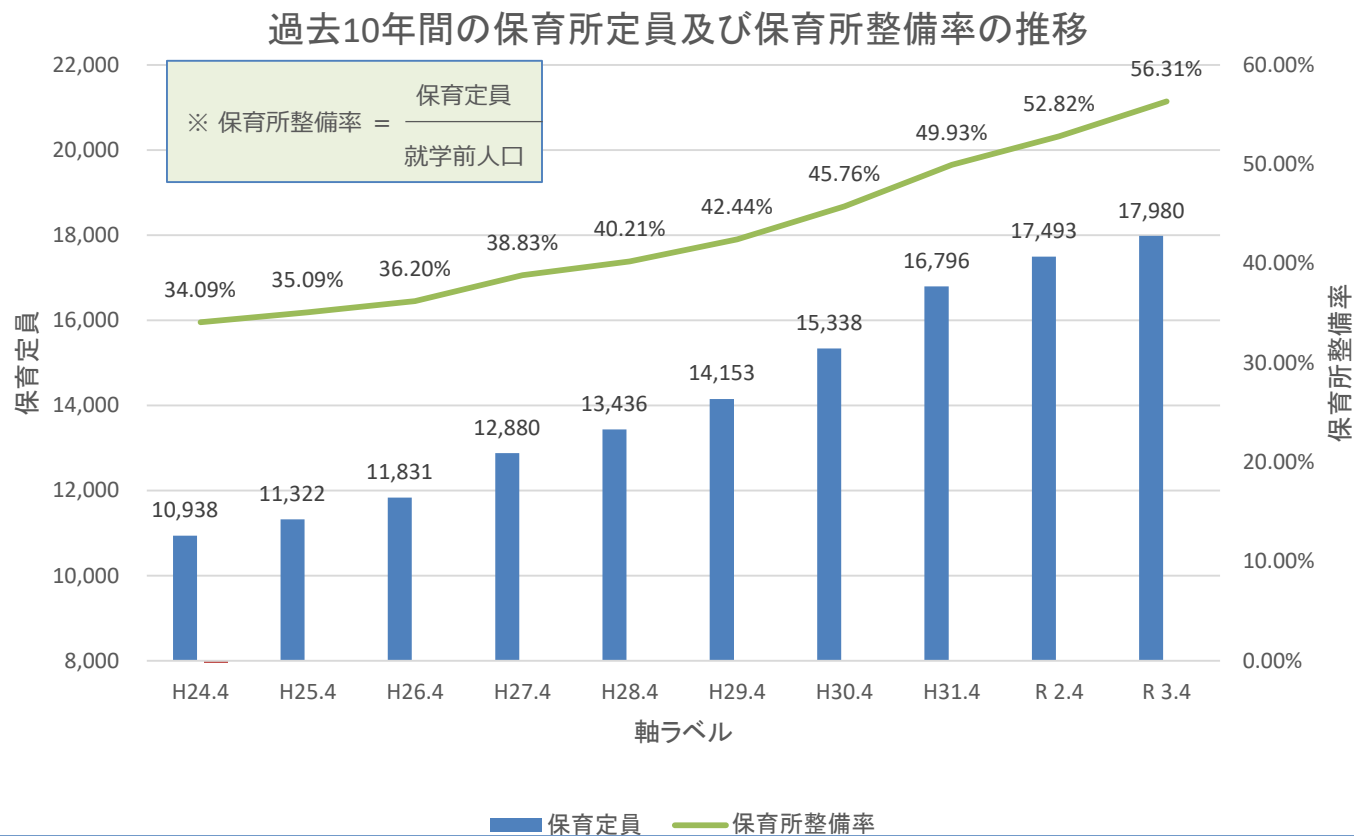
**令和3年4月1日現在の待機児童数は0となった。**

**また、3歳児～5歳児では、平成30年度から待機児童0が続いていた。**

- 地域別にみると**馬込・六郷・入新井地域において申請者が増加傾向にある**など、地域差が生じている。（「大田区子ども・子育て支援計画2020-2024」より抜粋）

## 2 大田区保育サービス定員の拡充（取り組み結果）

### 過去10年間の保育定員及び保育所整備率の推移 （令和3年4月1日現在）

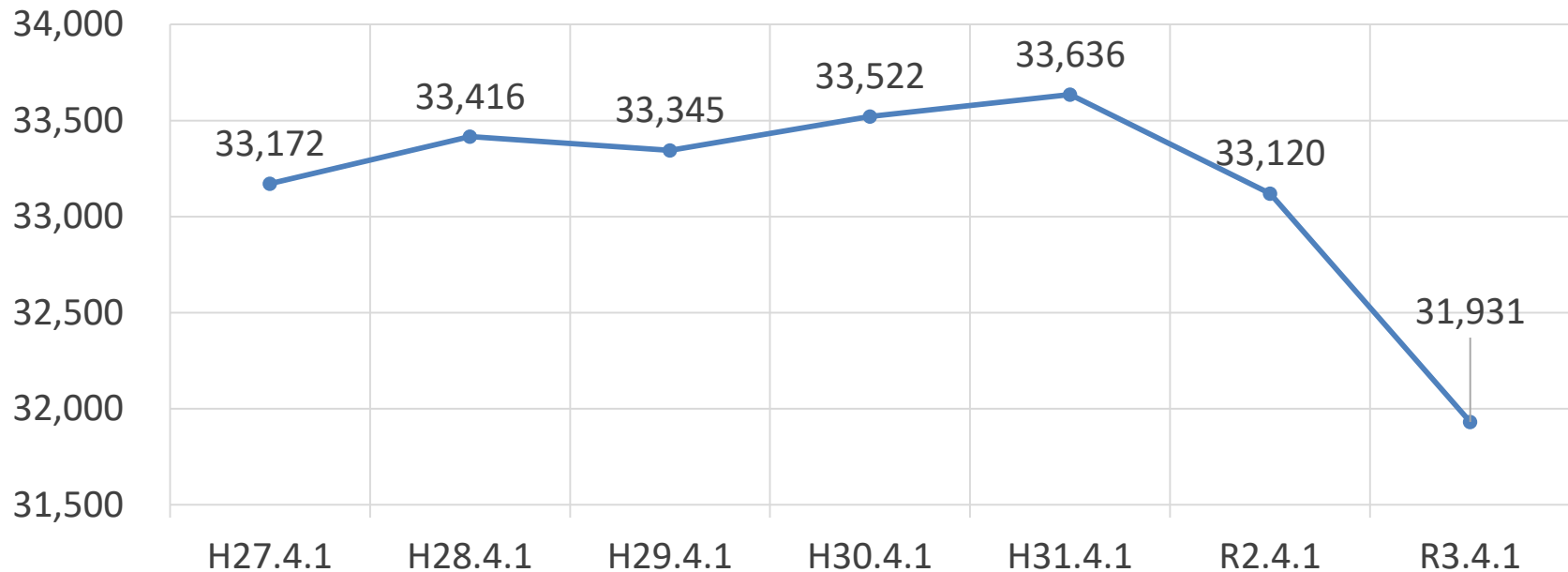


都は平成31年度(令和元年度)末までに、就学前児童人口の50%の定員確保（保育所整備率50%）を目標とした。  
**< 大田区は、令和2年4月（H31年度末）に保育所整備率50%以上を達成 >**

### 3 大田区就学前人口の推移と傾向

#### 大田区就学前人口の推移(0歳～5歳)

※ 大田区ホームページより



#### 【就学前児童数の傾向】

(R2年3月発行「大田区子ども・子育て支援計画2020-2024」より抜粋)

- 大田区の就学前児童数は、保育サービスの供給の視点からは、**横ばいと捉えてよい程度**にとどまっている。
- 「大田区人口ビジョン」では、**就学前人口は将来にわたり全体で減少**すると推計（**令和6年には29,285人と推計**）している。（次ページ「将来就学前人口の推計」参照）

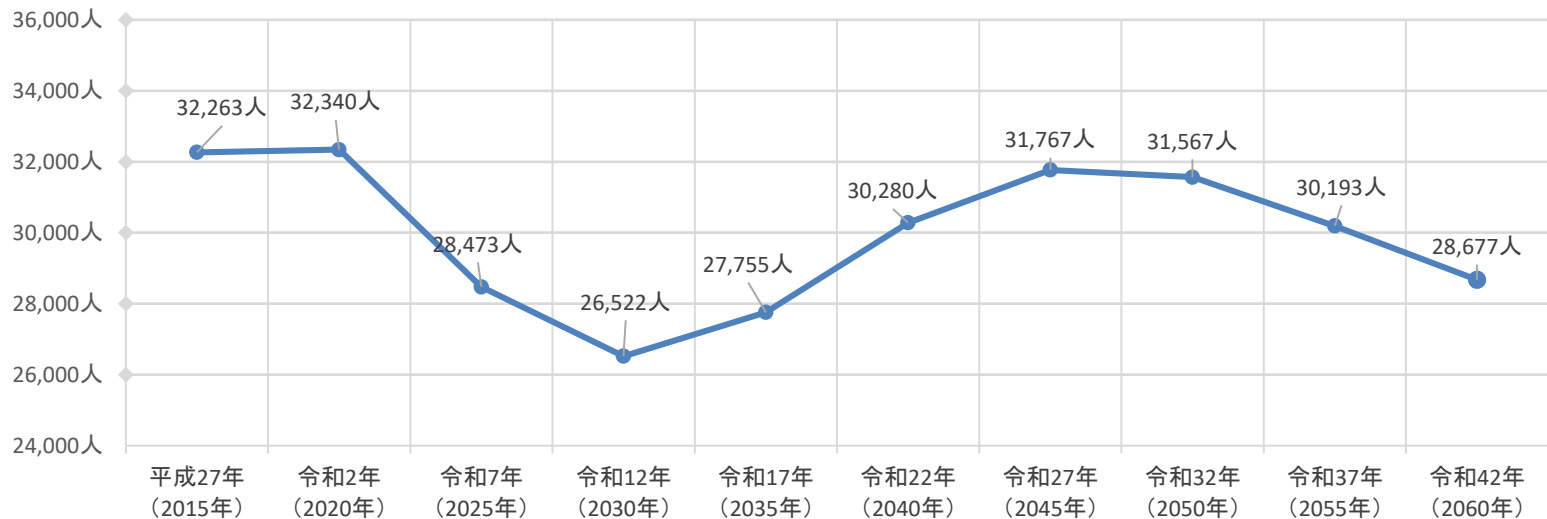
## 4 [大田区] 将来就学前人口の推計（予測）

### [大田区] 将来の就学前人口（0歳～5歳）の推計（2015年～2060年）

※ 大田区ホームページ『大田区人口ビジョン』より

◆各年、10月1日時点の数値

	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)	令和32年 (2050年)	令和37年 (2055年)	令和42年 (2060年)
就学前人口 (0歳～5歳)	32,263人	32,340人	28,473人	26,522人	27,755人	30,280人	31,767人	31,567人	30,193人	28,677人
前年との増減		77人	▲3,867人	▲1,951人	1,233人	2,525人	1,487人	▲200人	▲1,374人	▲1,516人



- 令和2年（2020年）から令和12年（2030年）までの**10年間で**、0歳から5歳までの**就学前人口は5800人程度の減少**が予測されている。

# 5 指導検査対象保育施設数の推移

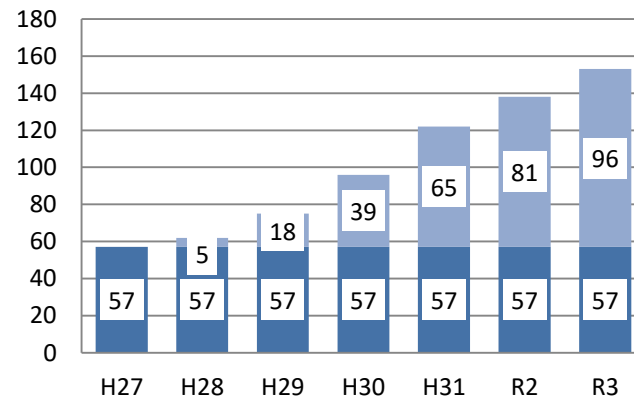
## 1.指導検査対象保育施設の施設数の推移（増加数）（令和3年5月1日現在）

No	保育所種別等	H27 施設数	H28 施設数	H29 施設数	H30 施設数	H31年度 施設数	R2年度 施設数	R3年度 施設数	H27-R3 増加数	H27-R3 増加比
1	私立認可保育所	57	62	75	97	122	138	153	96	2.68 倍
2	小規模保育所	12	21	25	26	25	25	25	13	2.08 倍
3	事業所内保育所	0	0	2	3	3	3	3	3	-
4	家庭的保育事業	0	0	0	0	0	0	1	1	-
5	定期利用保育所	5	5	4	4	4	3	3	-2	0.6 倍
	合計	74	88	106	130	154	169	185	111	2.5 倍

## 2.経営主体別の保育施設数（令和3年5月1日現在）

No	運営主体	認可 保育所	小規模 事業所内	計
1	社会福祉法人	44	0	44
2	株式会社	99	24	123
3	学校法人	6	4	10
4	宗教法人	1	0	1
5	NPO	2	0	2
6	個人	1	0	1
	合計	153	28	181

私立認可保育所  
施設数推移（H27～R3増加数）



## 6 指導検査の目的

- 待機児解消のため保育施設の整備が進められる中、安全の確保と保育の質の向上のための指導検査の役割が一層重要となっている。

### ■ 大田区指導検査実施要綱（第2条）

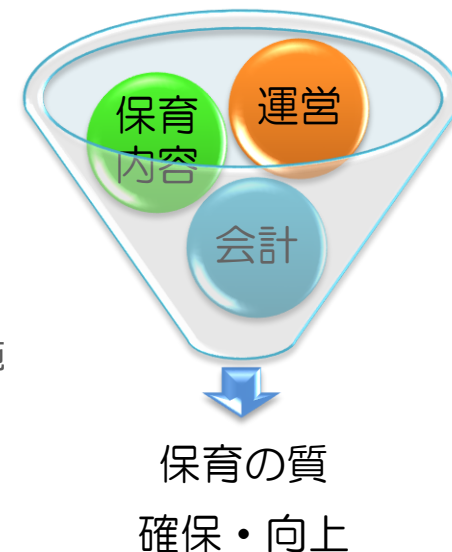
指導検査は、児童福祉法、子ども子育て支援法などの関係法令に照らし実施し、必要な助言及び指導並びに是正等の措置を講ずることにより、特定教育・保育施設の適正な運営及びサービスの質の確保並びに利用者支援の向上を図り、もって小学校就学前子どもの健全な発達に資することを目的とする。

### ■ 指導検査の法的根拠

#### ◆ 子ども子育て支援法第14条、第38条に基づく指導検査（各区市町村）

平成27年4月子ども・子育て支援制度への移行により、子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等を給付対象とするための確認と、確認した特定教育・保育施設等の適正な運営を維持するための指導検査を区市町村が実施することになった。

大田区は、平成28年9月から子ども子育て支援法第14条に基づく指導検査（実地検査）を開始した。



# 指導検査の意義

- 子どものため . . . 保育の質の向上
- 保護者のため . . . 安心・安全の確保
- 園及び職員のため . . . リスクマネジメント

※ 今後ともご協力をお願い申し上げます。



## 8 大田区における運営基準と検査の範囲

### ■ 大田区の給付の対象施設・事業として求める運営基準の条例等

- ・ 大田区条例・・・大田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年9月30日条例第37号）
- ・ 大田区要綱・・・民間保育所に対する運営費実施要綱（昭和58年4月1日児保発第595号）

### ■ 大田区の検査の範囲は関係法令、国からの通知等も適用し、以下のとおり。

- ①大田区が独自に上乘せして定めた内容
- ②施設の利用手続き、経理内容、給付費の請求、利用者負担額等の受領に関する内容
- ③管理運営に関する内容（各種規程類の作成、記録の整備、保育の内容、衛生管理、苦情解決など）
- ④設備・人員に関する内容（面積、職員配置など）
- ⑤他法（消防法、労働基準法等）に関する内容
- ⑥社会福祉法人会計基準に関する内容

# 9 東京都 及び 大田区 の関係法令に基づく指導検査の範囲

＜東京都＞  
認可保育所

★大田区の上乗せ基準を遵守してください！  
保育士配置基準等も、大田区が上乗せ基準を定めているので、都の検査では指摘されないが、大田区の検査で指摘されることがある。保育施設は、大田区の基準を遵守する必要がある。

＜大田区＞  
特定教育・保育施設

【A】 個々の区市町村が独自又は上乗せして定める内容

【B①】 施設の利用手続き等に関する内容

【B②】 給付費請求、公定価格（各加算部分を含む）  
利用者負担額受領等に関する内容

【B③】 委託費の経理等に関する内容

【C】 運営に関する内容  
（保育の内容、質の評価、衛生管理、苦情解決など）

【D】 設備・人員に関する内容  
（面積、職員配置など）

他法に関する内容（消防法、労働基準法など）

社会福祉法に基づく会計基準に関する内容

★大田区の運営基準  
及び  
関係法令・通知・要綱  
を適用

児童福祉法  
に基づく  
指導検査の範囲

都の認可基準  
及び  
関係法令・通知・要綱  
を適用

子ども・子育て  
支援法に基づく  
指導検査の範囲

# 10 子ども・子育て支援法施行後の指導検査体制（法制度上の設計）

子ども・子育て支援法施行後の指導検査体制（法制度上の設計）

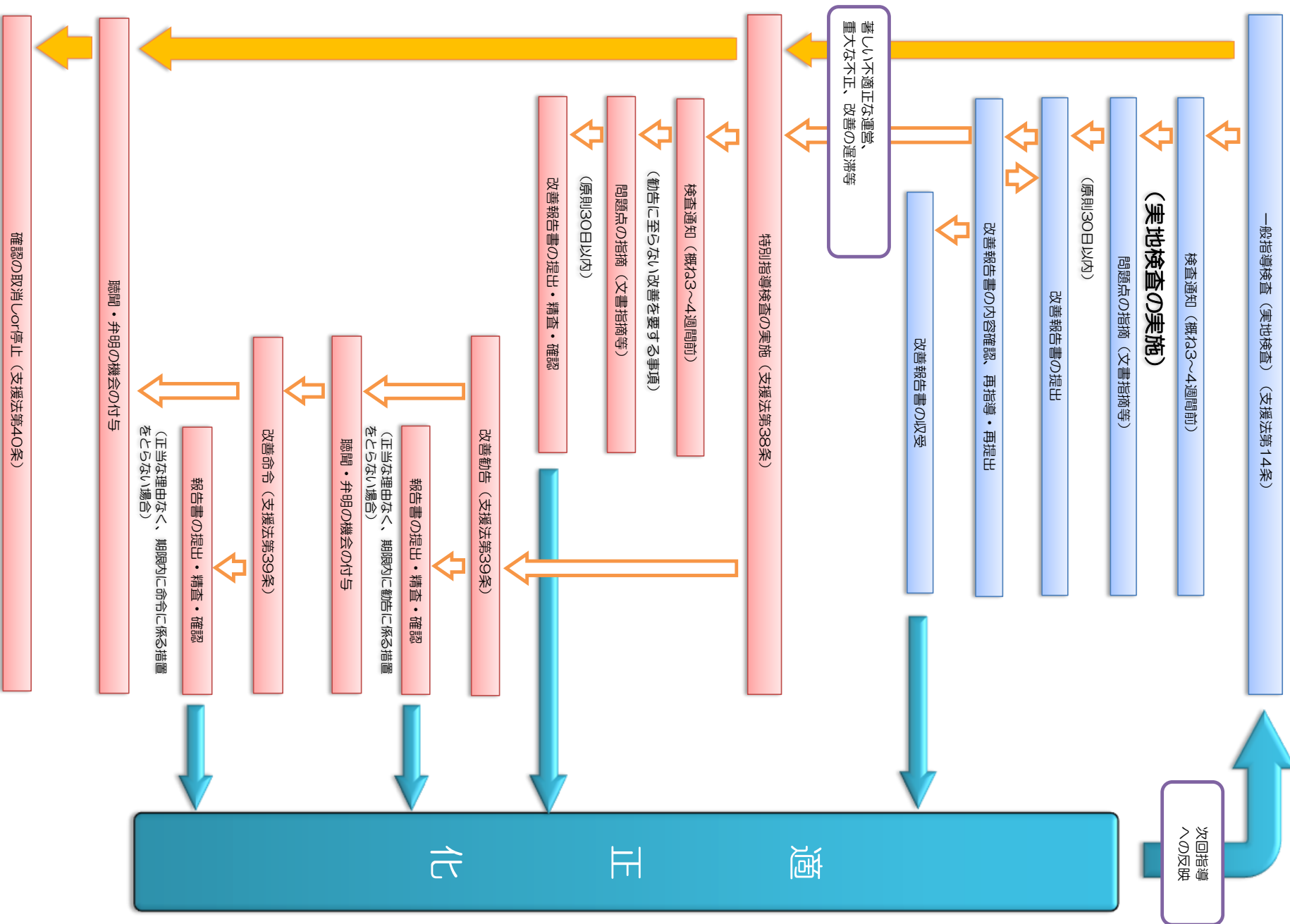
	都		大田区	
	認可保育所		小規模(事業所内)保育事業所(A型・B型)	
設置者が遵守すべき基準の策定	<p>■ 児童福祉施設（保育所）の認可</p> <p>認可基準&lt;都条例&gt; (児童福祉法第45条第1項)</p>	<p>◎ 施設型給付の確認</p> <p>運営基準&lt;区条例&gt; (子ども・子育て支援法第34条)</p>	<p>◎ 家庭的保育事業等の認可</p> <p>認可基準&lt;区条例&gt; (児童福祉法第34条の16)</p>	<p>◎ 地域型保育給付の確認</p> <p>運営基準&lt;区条例&gt; (子ども・子育て支援法第46条)</p>
指導監督	<p>■ 都による指導監督 (児童福祉法第46条第1項)</p> <p>法第45条第1項の基準を維持するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・報告の徴収</li> <li>・関係者への質問</li> <li>・施設への立入検査</li> </ul>	<p>◎ 区による指導監督 (支援法第14条、38条)</p> <p>支援法の施行に必要な限度において、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・報告、帳簿書類その他物件の提出</li> <li>・設置者、職員等の出頭</li> <li>・関係者への質問</li> <li>・施設、事務所、関係場所への立入検査</li> </ul>	<p>◎ 区による指導監督 (児童福祉法第34の17①)</p> <p>法第34条の16の基準を維持するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・報告の徴収</li> <li>・関係者への質問</li> <li>・施設への立入検査</li> </ul>	<p>◎ 区による指導監督 (支援法第14条、50条)</p> <p>支援法の施行に必要な限度において、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・報告、帳簿書類その他物件の提出</li> <li>・設置者、職員等の出頭</li> <li>・関係者への質問</li> <li>・施設、事務所、関係場所への立入検査</li> </ul>
処分等	<p>■ 都による勧告・命令 (児童福祉法第46条第3・4項)</p> <p>・施設の設備又は運営が認可基準に達しないとき →改善勧告・改善命令・事業停止命令</p>	<p>◎ 区による勧告・命令 (支援法第39条)</p> <p>・運営基準に従って適正な運営をしていない場合 →改善勧告、公表、改善命令</p> <p>◎<b>確認取消し等</b> (支援法第40条)</p> <p>・認可、運営基準に従った運営ができなくなった場合</p> <p>・施設型給付費の不正請求があった場合 →確認取消し、確認の全部又は一部の効力停止</p>	<p>◎ 区による勧告・命令 (児童福祉法第34条の17③・④)</p> <p>・施設の設備又は運営が認可基準に達しないとき →改善勧告・改善命令・事業停止命令</p>	<p>◎ 区による勧告・命令 (支援法第51条)</p> <p>・運営基準に従って適正な運営をしていない場合 →改善勧告、公表、改善命令</p> <p>■<b>確認取消し等</b> (支援法第52条)</p> <p>・認可、運営基準に従った運営ができなくなった場合</p> <p>・施設型給付費の不正請求があった場合 →確認取消し、確認の全部又は一部の効力停止</p>

# 11 区の一般的な指導検査の流れ

- ① 施設調査書の提出（全施設）（7月2日提出期限）
  - ② 検査対象施設に対し、検査実施通知を送付（3～4週間前）
  - ③ 実地検査の実施
  - ④ 検査結果通知の送付
  - ⑤ 改善状況報告書の提出（文書指摘がある場合）
  - ⑥ 改善状況報告書の確認（再提出）
- 改善等がなされていないと判断した場合、再指導等

次回検査  
への反映

# 12 区の指導検査の流れ (詳細版)



## 13 大田区における助言・指導の体制

大田区保育サービス課が、保育の質の確保・向上のため、各保育施設に実施する助言・指導について

### ■ 指導検査担当による指導検査（支援法14条、38条）

指導検査担当が、運営、保育内容、会計について検査し、必要な助言及び指導を実施。必要に応じ是正等の措置をとるべきことを勧告。

### ■ 保育士による巡回指導（支援法14条）

大田区立保育園の保育経験者（保育士）が、各保育所を巡回し、主に保育内容等を確認し、指導・助言。  
⇒必要に応じ実施（実施前に施設長等に連絡し、日程調整をします）

### ■ 栄養士による巡回指導（支援法14条）

大田区立保育園で経験を積んだ栄養士が、各保育所を巡回し、主に栄養管理や衛生管理等を確認し、指導・助言。⇒必要に応じ実施

### ■ 看護師による巡回指導（支援法14条）

大田区立保育園で経験を積んだ看護師が、各保育所を巡回し、主に養護・保健面の相談や衛生環境等を確認し、指導・助言。⇒必要に応じ実施

# 14 令和2年度 主な文書指摘（認可・小規模）速報版

## ■ 運営管理（全44施設・・・認可33施設、小規模11施設）

	文書指摘事項	認可	小規模等	合計
1	保育士等の月の所定労働時間について、勤務実績に基づいた労働時間を区に報告すべきところ、報告のあった労働時間が過大であった。	4	1	5
2	消火訓練及び避難訓練は、双方とも毎月実施しなければならないところ、消火訓練または避難訓練4を行っていない月があった。	4		4
3	1箇月単位の変形労働時間制を採用している場合には、月の法定労働時間総枠を超えて労働した時間に対する割増賃金を支払う必要があるところ、未払いの月があった。	2	1	3
4	法外援護費の算定上非常勤保育士で報告すべきところ、常勤保育士として報告していた。	2		2
5	保育施設の絨毯・マット等は防災処理を施されたものを使用しなければならないところ、1歳児室で使用していたマットは防災性能を有していなかった。	1		1
6	主任保育士専任加算を受給している場合、主任保育士は主任業務に専任すべきところ、早番、遅番の時間帯で配置基準上必要な保育士として保育従事している日があった。	1		1

# 15 令和2年度 主な文書指摘（認可・小規模）速報版

## ■ 保育内容（全44施設・・・認可33施設、小規模11施設）

	文書指摘事項	認可	小規模等	合計
1	睡眠時の子どもの姿勢については、仰向け寝を徹底すべきところ、横向き寝を仰向け寝に直していなかった。	3	3	6
2	調理・調乳担当者は、月1回以上の検便を実施し、結果を確認した上で業務に従事しなければならないところ、検便を実施していない職員がいた。	4	1	5
3	児童の定期健康診断を1年に2回行わなければならないところ、児童1名が1回のみを受診であった。	3	1	4
4	睡眠時チェックは、睡眠中の児童の顔色、呼吸の状態、体温等きめ細やかに行うべきところ、確認をしていなかった。（記録がなかった。）	4		4
5	早番、遅番及び延長保育の時間帯で、常勤を含む保育士等2名を配置するべきところ、保育従事者1名で保育をしていた等、不適切な配置がされていた日があった。	1	2	3
6	入所時の児童健康診断を実施しなければならないところ、入所時の健康診断の未実施者がいた。	3		3
7	離乳食やおやつ等について、子どもに提供する前に検食を行わなければならないところ、検食を実施していなかった。	2	1	3
8	幼児クラスの水分補給に使用しているコップは洗浄等を適切に行うべきところ、コップの洗浄等が不十分であった。	1		1
9	延長保育の補食についても、献立表を作成すべきところ作成されていなかった。	1		1
10	短期的な指導計画は、年齢ごとに作成しなければならないところ、5歳児クラスの短期的な指導計画（週案・日案）が未作成であった。	1		1
11	区が保護者に負担させることが適当でないとしている品目（水分補給用コップ等）を保護者に持参させていた。	1		1
12	調理従事者の健康状態は作業開始前に確認し、その結果を記録すべきところ、健康状態を適切に確認せず、調理業務に従事した職員がいた。	1		1
13	調理従事者が休みの土曜日において、簡易な食事が提供されていた日があった。		1	1



## ■ 会計経理（（全44施設・・・認可33施設、小規模11施設）

	文書指摘事項	認可	小規模等	合計
1	法人本部の運営に要する経費として繰入れる額は、合理的な基準に基づいて算定すべきところ、本部運営経費繰入額が過大となっていた。(経理等通知3(1)①)	2		2
2	拠点の貸借対照表、損益計算書には当該拠点に関するものだけを計上すべきところ、貸借対照表の長期借入金、損益計算書の支払利息に当該拠点に関しないものが計上されていた。(経理等通知1(4)、別表2)	1		1
3	家庭的保育事業等を経営する事業に係る拠点区分ごとに貸借対照表を作成していなかった。		1	1
4	保育施設と本部に区分して資金管理すべきところ、本部への送金を預金口座の振替処理で実施しているため、貴施設と本部との資金の貸借が明確でなく、本部に対する貸付金等が計上されていない。		1	1
5	売掛金の管理システムと会計システムの売掛金の計上・残高の整合性の確認を適時に実施していないため、令和2年3月末で売掛金がマイナス計上されている。		1	1

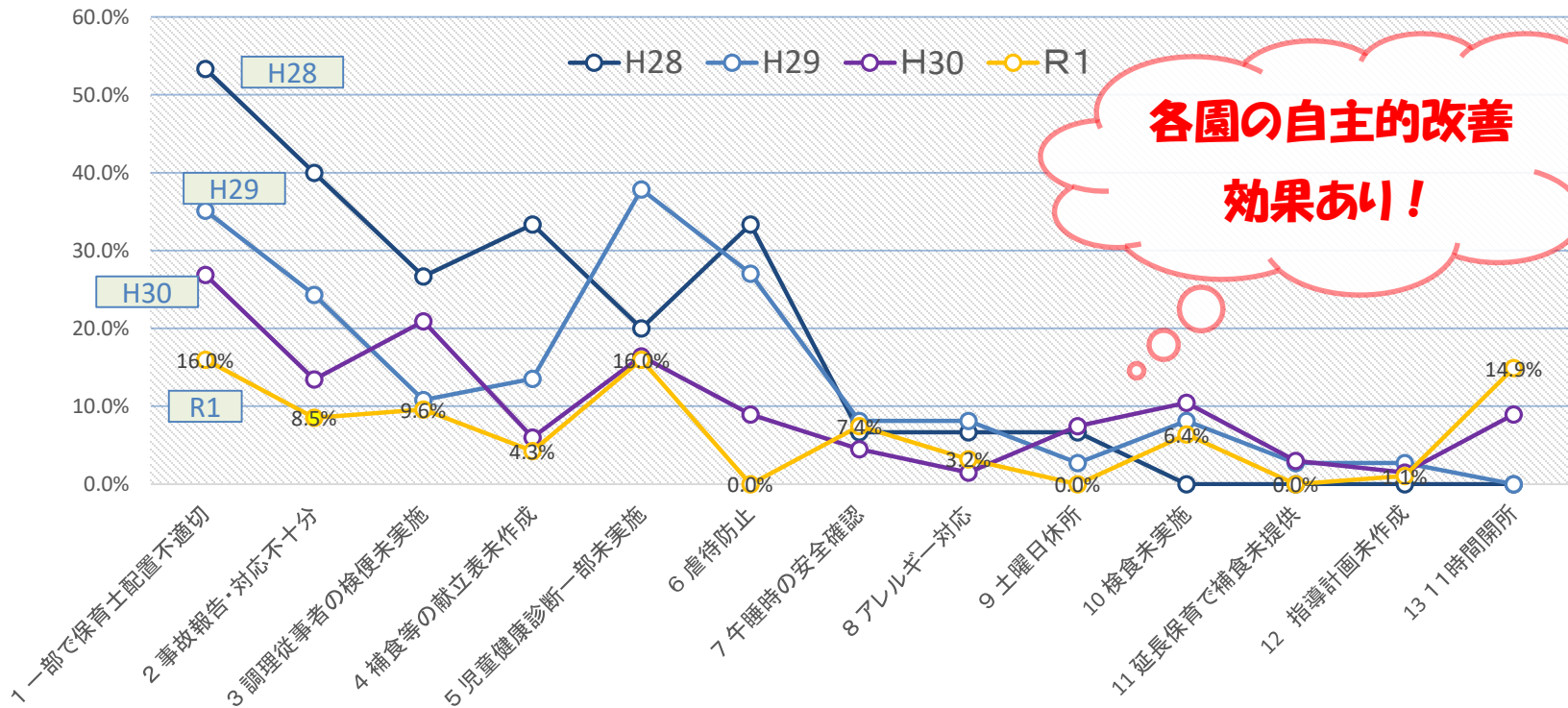
# 17【保育】文書指摘率の比較（平成28年度～令和元年度）

※ 下のグラフは、保育内容の「主な文書指摘」項目ごとの「指摘率」を年度毎に比較したものである。

$$\text{指摘率} = \frac{\text{文書指摘件数}}{\text{検査実施施設数}}$$

※ 各文書指摘の項目とも、毎年「指摘率が減少傾向」にあり、  
**各園の自主的改善努力等の結果**！

【保育内容】年度別文書指摘率 過去4年間の比較（H28年度～R元年度）



**各園の自主的改善  
効果あり!**

# 18 令和3年度指導検査の重点項目

## ■ 運営管理

### 1 職員の確保及び処遇について

- ① 職員配置基準に定める職員が確保されているか
- ② 労働環境が適切か
- ③ 研修等の資質向上のための機会が確保されているか

### 2 法外援護費に係る各種請求・報告等

- ① 正しく報告がされているか

## ■ 保育内容

### 1 保育所保育指針に基づく保育

- ① 全体的な計画に基づき、長期的、短期的な指導計画の作成
- ② 指導計画に基づく保育

### 2 子どもの人権に配慮した適切な保育の徹底

- ① 児童虐待についての対応
- ② 児童一人ひとりに応じた保育
- ③ 児童の健康状態の把握

### 3 安全対策の徹底

- ① 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策
- ② アレルギー児等への対応
- ③ けが、事故防止の対策
- ④ 感染症・食中毒等の予防対策

## ■ 会計経理

### 1 処遇改善等加算・キャリアアップ補助金により賃金の改善が適正に行われているか

- ① 実績報告等は適正に作成されているか
- ② 処遇改善等加算通知などの要件をみたしているか

### 2 経理等通知が遵守されているか

- ① 支出内容は適正か
- ② 弾力運用は、要件を満たしているか
- ③ 本部経費（共通費）の各施設への配分が要件を満たしているか

### 3 計算書類は適正に作成されているか

- ① 施設の貸借対照表は当期末における残高を正確に反映しているか

# 19 大田区指導検査結果の公表

## (1) 指導検査の結果を大田区ホームページで公表 (大田区指導検査実施要綱第15条第2項)

### 【公表の目的】

保育所・保育施設の事業運営主体や職員が自主的な改善の取組みができるよう促すとともに、保育事業運営の透明性の向上を図り、保育所・保育施設に対する区民の理解を得ることを目的に公表します。

## (2) 公表方法及び時期

- (1) 令和元年度分までを大田区ホームページに掲載しました。  
※HPトップ ⇒ 生活情報 ⇒ 子ども ⇒ 保育 ⇒ 保育施設の指導検査
- (2) 今後も検査実施翌年度の10月までに公表予定。
- (3) ホームページに掲載する際には、1年度分の結果を表にまとめ掲載

## (3) 大田区の指導検査基準と過去の集団指導講習会資料をHPに掲載しています

- (1) 大田区のホームページに指導検査基準等を掲載しています。  
※HPトップ ⇒ 生活情報 ⇒ 子ども ⇒ 保育 ⇒ 保育施設の指導検査
- (2) 掲載の目的  
保育事業に携わる方が、問題の早期発見と自主的な改善の取組みに有効に活用できるようにすることです。  
保育運営で遵守すべき最低基準をお示ししていますので、是非ご覧いただき参考としてください。

## 20 施設調査書の提出について

### ■ 指導検査実施に伴う『施設調査書』は、全施設を対象に提出依頼

※施設調査書は、指導検査の基礎資料として使用し、①運営、②保育内容、③会計の各内容について、施設の状況等をお伺いしています。

### ■ 提出の依頼（5/24メールで依頼）

※ **5月24日（月曜日）** 依頼文と調査書を電子メールで各施設あてに一斉送信

### ■ 提出期限

※ 7月2日（金曜日）提出締切（期限厳守）

### ■ 大田区に提出する施設調査書について

※大田区へ提出する『施設調査書』（Excelファイル）は、2種類（東京都版と大田区版）です。

①【大田区】 R3\_Ver1施設調査書（認可保育所用） →（約27ページ）

②【東京都】 R3\_ver2民間保育所調査書MH →（約70ページ）

→東京都が今年5月13日付けで、各施設に依頼した「施設調査書」です。

※負担軽減のため、大田区も同じ内容で調査しますので、東京都に提出したものをコピーし、大田区にご提出ください。

※分量が多いため早めの準備をお願いします。